



令和7年度  
〔2025年度〕

## 大阪労働局の取組 (行政運営方針)

©Expo 2025



～誰もが安心して働き活躍できる  
元気な大阪～



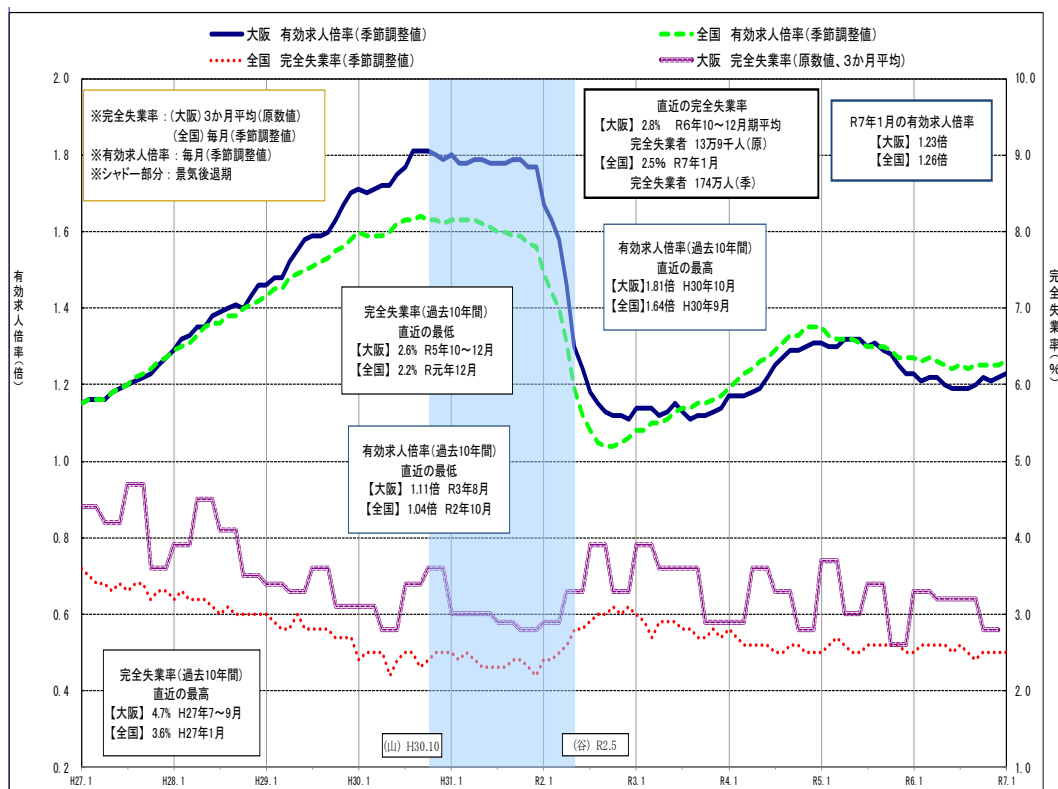
|          |                                            |              |
|----------|--------------------------------------------|--------------|
| <b>1</b> | <b>大阪の労働行政を取り巻く情勢</b>                      | <b>P. 1</b>  |
|          | 1 雇用失業情勢等について……………                         | 1            |
|          | 2 総合労働行政機関としての大阪労働局の施策の推進……………             | 1            |
| <b>2</b> | <b>最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、<br/>非正規雇用労働者への支援</b> | <b>P. 2</b>  |
|          | 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等……………               | 2            |
|          | 2 非正規雇用労働者への支援……………                        | 4            |
| <b>3</b> | <b>労働移動の円滑化及び多様な人材の活躍促進</b>                | <b>P. 5</b>  |
|          | 1 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進……………          | 5            |
|          | 2 人材確保対策の総合的な推進……………                       | 6            |
|          | 3 職業訓練を活用した人材育成支援……………                     | 7            |
|          | 4 リスキリング、労働移動の円滑化等の推進……………                 | 8            |
|          | 5 若者の雇用対策の推進……………                          | 9            |
|          | 6 中高年世代への活躍支援……………                         | 10           |
|          | 7 高齢者の就労・社会参加の促進……………                      | 10           |
|          | 8 障害者の就労促進……………                            | 11           |
|          | 9 外国人に対する支援……………                           | 12           |
|          | 10 地方自治体と一体となった雇用対策の推進……………                | 12           |
|          | 11 労働力需給調整事業の適正な運営の促進……………                 | 13           |
| <b>4</b> | <b>安全・安心・魅力ある職場づくりに向けた取組</b>               | <b>P. 14</b> |
|          | 1 長時間労働の抑制等……………                           | 14           |
|          | 2 労働条件の確保・改善対策……………                        | 15           |
|          | 3 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備……………             | 16           |
|          | 4 多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進……………   | 20           |
|          | 5 総合的なハラスメントの防止対策……………                     | 21           |
|          | 6 女性活躍推進に向けた取組等……………                       | 22           |
|          | 7 仕事と育児・介護の両立支援等……………                      | 23           |
|          | 8 個別労働関係紛争解決の促進……………                       | 24           |
|          | 9 フリーランスの就業環境の整備……………                      | 24           |
|          | 10 労災保険及び雇用保険の適正な運用・徴収……………                | 25           |

## 1 雇用失業情勢等について

- 大阪の有効求人倍率（季節調整値）は平成30年8月から10月に1.81倍と平成以降の最高値を記録しましたが、コロナ禍の影響で令和2年3月以降、急激に低下し、令和3年8月には1.11倍まで低下しました。
- その後の雇用情勢は、インバウンド需要の回復等により、緩やかに改善基調にありましたが、直近では多くの業種で人手不足感が高止まりする一方、原材料価格やエネルギーコストの高騰等による収益悪化や、経営の先行き不透明感から求人の出し控えが見られ、改善の動きに弱さがみられます。また、新規求職者数（原数値）は、前年同月比で増減を繰り返しながら、緩やかな減少傾向にあります。

- 大阪の完全失業率（原数値）は、コロナ禍の令和2～3年中には3.9%まで上昇（悪化）しましたが、直近、令和6年10月～12月期平均は2.8%と低下（改善）しています。

雇用者数（役員を除く）をみますと、令和6年10～12月期平均では、正規の職員・従業員が前年同期4.0%増加、非正規の職員・従業員は、同4.6%減少しています。



## 2 総合労働行政機関としての大阪労働局の施策の推進

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少という構造的な課題に直面する中、生産性や付加価値を向上させ、物価上昇を上回る賃金の引上げを実現していくこと、及び女性や高齢者を含む国民一人ひとりが、その能力を十分に発揮し活躍できる環境を整備することが不可欠です。

このため、持続的・構造的な賃上げの実現に向けて、引き続き三位一体の労働市場改革を推進するとともに、働く方々の個々のニーズに応じて、多様で柔軟な働き方を選択することができる社会の実現を目指します。

大阪においては、2025年4月開幕の日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催を通じ、万博を契機とした様々な経済活動の活発化・活性化などが期待される一方で、労働者の安全と健康の確保、雇用の安定と人材の確保等が重要な課題となっています。

上記情勢を踏まえ、地域や国民からの期待に応えていくため、大阪労働局は地域における総合労働行政機関として、四行政分野（雇用環境・均等、労働基準、職業安定、人材開発）の雇用・労働施策を労働基準監督署及びハローワークと一体となり、関係機関と連携して適切な取組を進めていきます。



## 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

### 【最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援】

#### ○ 賃金の引上げに向けた環境整備・機運の醸成

- ・ 物価上昇を上回る賃上げを定着させるため、大阪府域における賃金引上げに向けた機運醸成に取り組みます。

令和7年2月、大阪府知事・大阪の労使団体のトップ級・厚生労働副大臣等が出席し、「大阪政労使の意見交換会（地方版政労使会議）」を開催しました。

意見交換会では、人件費を含めた価格転嫁等の重要性について意見交換するなど、政労使の連携による持続的な賃上げの定着に向けた機運醸成が図られました。



副大臣はじめトップが大集結！  
「大阪政労使の意見交換会」  
（令和7年2月開催）

#### ○ 「賃上げ」支援助成金パッケージの周知等

- ・ 生産性向上（設備・人への投資等）や正規・非正規雇用の間の公正な待遇の確保、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援するパッケージについて周知を行います。
- ・ 中小企業等の生産性向上を支援する「業務改善助成金」をはじめ、当該パッケージを通じて、企業のニーズに沿った助成金を利用できるよう情報提供を行います。

ニーズにあった助成金が見つかる！  
「各種助成金・奨励金等の制度」

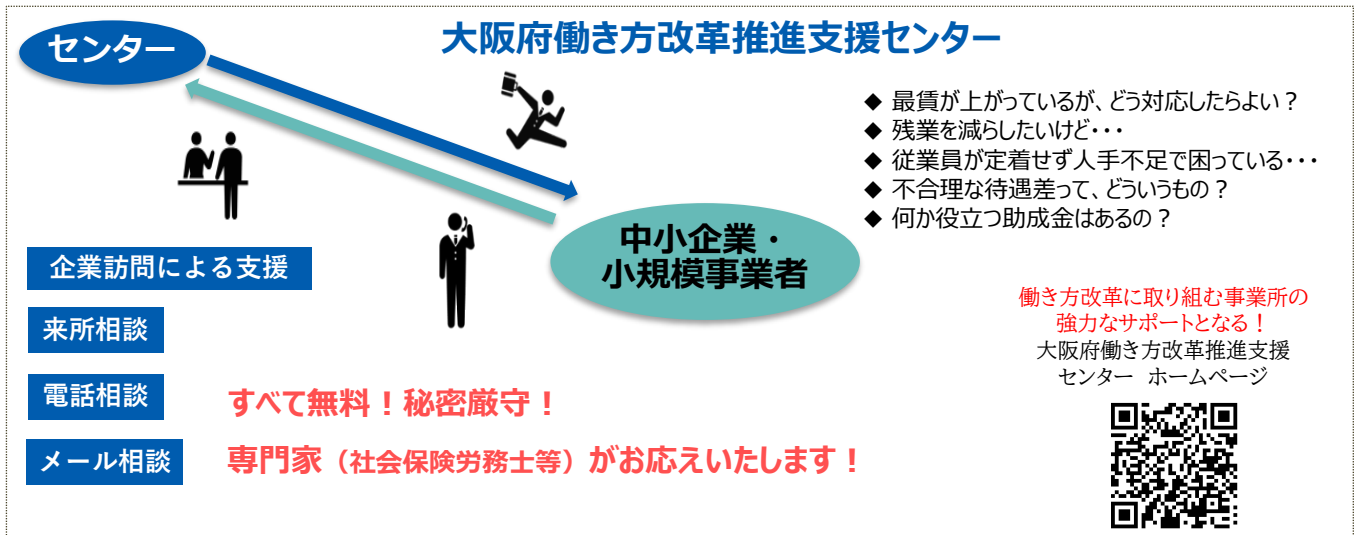


#### □ 業務改善助成金

生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額（各コースに定める金額）以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成

#### ○ 「大阪府働き方改革推進支援センター」（厚生労働省委託事業）による支援

- ・ 賃金引上げ、長時間労働の改善、非正規雇用労働者の待遇改善、人材の確保などの労務管理に関する課題などについて、社会保険労務士等の労務管理の専門家が電話・メール・来所・訪問等による相談に無料で応じます。
- ・ 企業の様々な課題に対し、セミナーや労務管理の専門家によるコンサルティングを無料で行い、解決に向けた支援を行います。



## ○ 大阪地方最低賃金審議会の円滑な運営

- 「大阪地方最低賃金審議会」では、最低賃金法に基づく公正な行政運営を確保するため、学識経験者の公益代表、労働者代表、使用者代表を構成委員とし大阪府内の最低賃金（大阪府最低賃金及び特定最低賃金）の改定について審議しています。
- 大阪府最低賃金及び特定最低賃金（＊）の改定について、経済状況等の地域の実情及びこれまでの審議状況などを踏まえつつ、大阪地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。

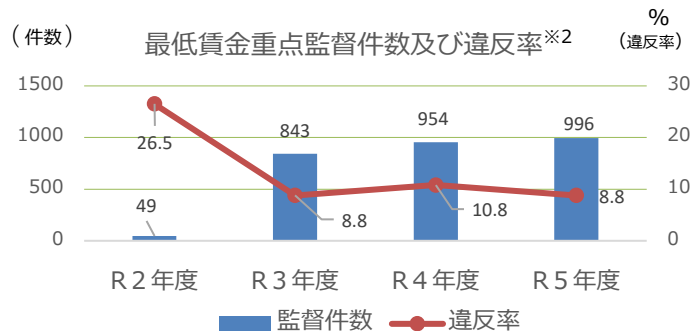
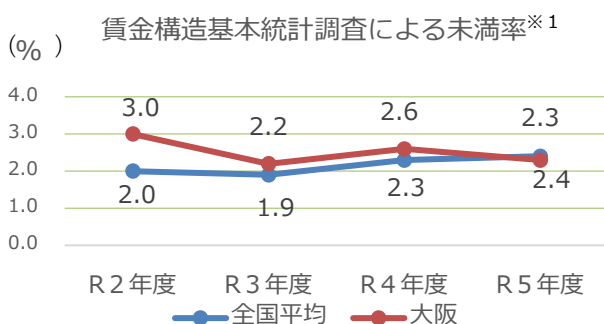
＊（大阪府最低賃金は地域別最低賃金として府内で設定されていますが、特定最低賃金は地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることを必要と認めた、①塗料製造業、②鉄鋼業、③機械・金属製品製造関連産業、④電気機械器具製造関連産業、⑤自動車・同附属品製造業、⑥非鉄金属製造関連産業、⑦自動車小売業、の7つの件名について大阪府内で設定している産業別の最低賃金です。なお、⑥及び⑦の件名については令和6年12月1日現在、大阪府最低賃金の水準に至らず、地域別最低賃金が適用されています。）

## ○ 使用者団体、労働団体及び地方公共団体等と連携した効果的な周知・広報の実施

- 大阪府最低賃金のオリジナルポスターやリーフレットを作成し最低賃金を周知します。
- 大阪府をはじめ各市町村・使用者団体・労働者団体・国の機関等に対して、広報誌への掲載、ポスター掲示、リーフレット配架等を依頼します。
- 中小企業等に対して業務改善助成金を集中的に周知するとともに、利活用の促進を図ります。
- 大阪府働き方改革推進支援センターをはじめ、賃金引上げ特設ページ、よろず支援拠点や生産性向上のための補助金等、賃金引上げに向けた環境整備に資する各種支援策の周知を行います。

## ○ 監督指導及び賃金引上げに向けた企業の環境整備のための支援

- 賃金額が最低賃金額未満のおそれが高いと考えられる事業場を対象とし効果的な最低賃金の監督指導を実施し、関係行政機関との連携を強化して、賃金引上げに向けた各種支援策等の周知を行います。
- 労働基準監督署において、地域の平均的な賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供して、企業の賃金引上げへの支援を実施します。
- 行政機関が民間企業に業務委託等を行う場合に、契約期間中の最低賃金改定による最低賃金違反が生じることがないように、各行政機関に対し契約発注時の配慮要請を行います。



※1 未満率とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合です。

※2 違反率とは、監督を実施した事業場のうち、最低賃金額未満の金額を支払っている事業場の割合です。

## 2 非正規雇用労働者への支援

### ○ 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援

- ・ 非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、キャリアアップ助成金の各コースの周知、活用勧奨等を実施し、処遇改善や正社員化に取り組む事業主を支援します。
- ・ パート・アルバイトの方が「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを支援するため、キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）の活用、配偶者手当の見直し促進等を内容とする「年収の壁・支援強化パッケージ」に取り組みます。
- ・ 「多様な働き方の実現応援サイト」に掲載されている好事例の周知等により、非正規雇用労働者の処遇改善に係る事業主の取組の機運醸成を図ります。

知っておこう！  
「年収の壁・支援強化  
パッケージ」特設ページ



好事例が満載！  
「多様な働き方の  
実現応援サイト」



### ○ 同一労働同一賃金の実現に向けて

- ・ パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法に基づく報告徴収、指導監督等を実施することにより、法の着実な履行確保を図ります。
- ・ 「同一労働同一賃金ガイドライン」の内容について周知を図るとともに、先行企業の事例収集・周知等によりパートタイム労働者・有期雇用労働者と通常の労働者との均等・均衡待遇の確保の推進を図ります。



#### <同一労働同一賃金とは>

同一企業内における正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）との間でその働きや貢献が同等である場合、雇用形態に関係なく同じ賃金や待遇を提供するという考え方。企業には不合理な待遇差を解消することが求められる。

### ○ 無期転換ルールの特な運用等

- ・ 令和6年4月1日から、無期転換申込権が発生する労働契約更新時においては、労働基準法に基づく労働条件の明示事項として、無期転換申込権と無期転換後の労働条件が追加されました。
- ・ 無期転換ルールについて、事業主に対して、パンフレットやポータルサイト、説明会などを通じて引き続き周知・啓発を図ります。

有期契約労働者の  
無期転換ポータルサイト



無期転換ルールの  
詳細はこちらでチェック！



#### キャリアアップ助成金

#### 非正規労働者のキャリアアップの促進を支援！

##### ☐ 正社員化コース

有期雇用労働者等（契約社員・パート・派遣社員等）を正規雇用労働者へ転換または直接雇用した事業主に対して助成

##### ☐ 賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等（契約社員・パート・派遣社員等）の賃金規定等の増額改定により、昇給を実施した事業主に対して助成

##### ☐ 社会保険適用時処遇改善コース

短時間労働者に対して新たに被用者保険を適用するとともに、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して助成

※「キャリアアップ助成金」は、上記以外にも助成コースがあります。



## 1 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進

## ○ 利用者の多様なニーズに合わせた求人の確保・充実、能動的なマッチングを推進

- 雇用のミスマッチを防ぐため、求人条件見直しの提案、事業所訪問等による情報収集を行い、求人票に載せきれない情報も含め、求人情報をより詳しく求職者に届けます。また、担当者制によるきめ細かなキャリアコンサルティング支援を実施します。
- 「job tag（職業情報提供サイト）」を活用した職業相談及び求人者の採用支援を進めるとともに、job tagが地域の関係者に活用されるよう、積極的な周知に取り組みます。



できることがいっぱい！  
キャリアチェンジしたい人必見！  
job tag



## ○ 機動的な雇用対策

- 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の円滑な開催・運営に資するため、会期中も万博関連企業のニーズに合わせて、就職面接会等のマッチング支援を継続します。



万博関連の求人や就職  
イベントを随時掲載！

万博就職イベント特設サイト



大阪を盛り上げるぞ！  
万博企業就職面接会の様子

## ○ 就職支援やサービス周知におけるオンラインの活用

- オンラインで就職活動を完結したいという求職者のニーズに応じて、オンラインで一貫した支援を提供します。
- 求人・求職申込や職業紹介の手続きが一部オンラインで可能となる「求人者マイページ」「求職者マイページ」の利用促進を図り、求人者の採用活動や求職者の就職活動の利便性の向上に努めます。
- YouTube、LINE、X、Instagram等のSNSを活用し、継続的にハローワークの支援サービスに関する積極的な周知に取り組みます。



すきま時間を活用！WEBでつながる！  
オンライン職業相談の様子

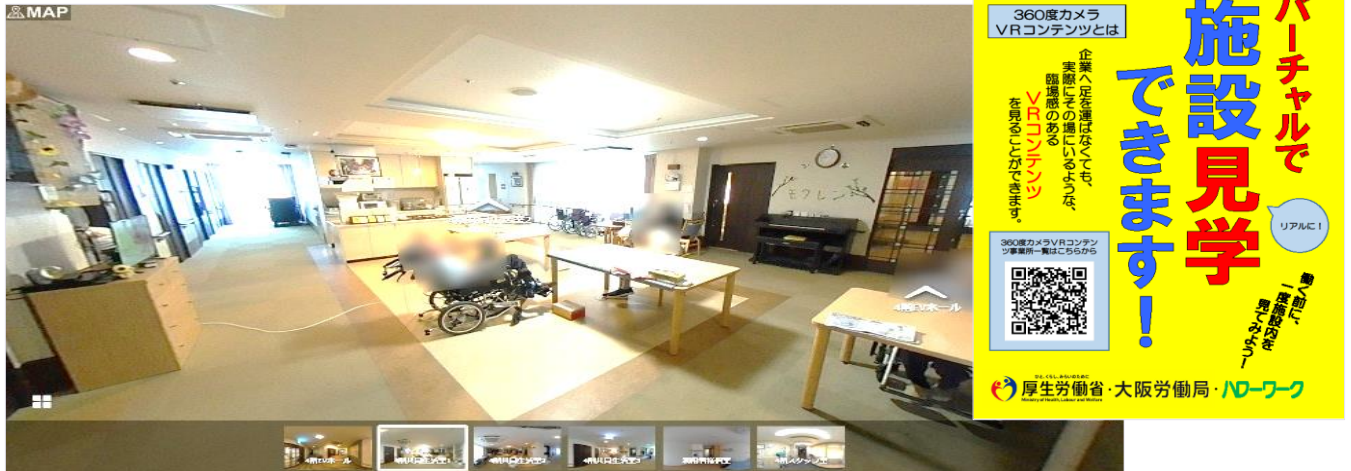
大阪労働局  
職業安定部  
Xはこちら



## 2 人材確保対策の総合的な推進

### ○ ハローワークにおける求人充足支援の充実・強化の取組

- ・ オンラインを活用した求人受理を進めることで求人者の利便性の向上を図るとともに、求人事業所に対して、求人条件緩和や魅力ある求人票の作成支援等の助言、事業所情報の収集をきめ細かく行うなどの求人充足に向けたサービスの充実を図ります。
- ・ 求人担当者制による事業所訪問等を実施し、求職者が必要とする詳細な求人情報を収集のうえ、求人票に反映させるとともに、事業所の強みや魅力のPRを継続的に実施します。
- ・ オンラインによる就職活動が主流となる中、膨大な求人情報の中でも求職者を惹きつける求人を作成するためのコンサルティングを実施します。



圧倒的な臨場感！ 360度カメラを活用した求人充足支援

### ○ 人材確保支援と雇用管理改善の推進

- ・ 府内11か所のハローワークに設置している「人材確保対策コーナー」を中心に、潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和の提案等により、人手不足の解消を図ります。
- ・ 医療、介護、保育、建設、警備、運輸分野等について、業界団体との協議会等の場も活用し、地方自治体や業界団体等と連携を図ります。
- ・ 業界団体と連携した実技体験を伴うセミナーや見学会の開催により、仕事のやりがいや魅力、業界の知識を得る機会を求職者に対して提供するとともに、説明会や面接会の開催等の人材確保支援の充実を図ることで重点的なマッチング支援を実施します。
- ・ 外部専門家を活用した雇用管理改善に関するコンサルティングとハローワークの求人充足支援を一体的に行う総合的な求人者支援を実施し、人材の確保を図ります。



今まで知らなかった業界の魅力に出会える！  
人材確保対策コーナーの様子

大阪労働局  
人材確保対策コーナー  
特設ホームページ



あなたを笑顔にする仕事が  
きっと見つかる！

介護業界と連携した面接会等を開催。  
同日に、厚生労働省推薦、介護をテーマにした  
映画「ケアニン こころに咲く花」の上映会、  
介護職の業界研究セミナーを開催。

バーチャル空間で人と仕事が繋がる！  
介護分野における  
バーチャル職業理解セミナー





### 3 職業訓練を活用した人材育成支援

#### ○ 大阪の産業の成長を支える人材育成と早期再就職を支援するための職業訓練の推進

- 大阪の産業の成長を支える「ものづくり分野の人材育成」と、「デジタル人材の育成」を柱とし、求職者や地域のニーズに対応した職業訓練コースを設定します。
- 求職者個々の状況に応じた適切な訓練への誘導、受講あっせん、訓練終了後の就職支援等に積極的に取り組み、早期再就職を支援します。

#### ○ 公的職業訓練（ハロートレーニング）の情報発信

- ハローワーク等において、関係機関、市町村等と連携し、デジタル分野や人材不足分野の訓練コースへの誘導強化のため訓練実施施設の見学会や説明会、職業理解セミナー等を開催します。
- LINE、X、ホームページ、大阪労働局YouTubeチャンネル、公的職業訓練PR用パンフレット「ハロートレーニング」を活用し、積極的にハロートレーニングの情報を発信します。
- メタバース上の「バーチャルわかものハローワーク」においてハロートレーニングの周知セミナーを開催し、これまでハローワークを利用されていない方々に対しても広く周知を行います。



百聞は一見に如かず！  
職業訓練の施設見学会と体験会

#### 「無職の学校」オリジナルコラボ漫画

無職の学校～職業訓練校での200日間～(小学館)  
清家孝春氏によるオリジナルストーリー無料公開中！



セミナーやHWの待合で上映し、  
職業訓練のPRに活用。  
YouTubeやHPでも公開中。



## 4 リスキング、労働移動の円滑化等の推進

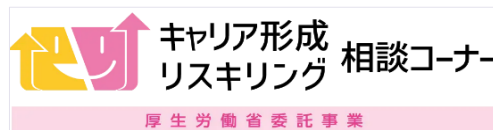
### ○ 教育訓練給付制度による労働者個々人の学び・学び直し支援の促進

- 「教育訓練給付制度」（厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を支給する制度）については、令和6年10月より給付率が引上げとなっていますが、制度の拡充や電子申請が可能なることについて、様々な機会での積極的な周知を行い、受講しやすい環境の整備を図ります。
- 令和7年10月には、雇用保険被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に訓練期間中の生活費を支援する教育訓練休暇給付金や、雇用保険被保険者以外の方に対して訓練費用と生活費を融資する新たな融資制度が創設予定であり、円滑な施行に向けて周知を図ります。



### ○ キャリア形成・リスキング推進事業の実施

- 在職時からのキャリアアップに関する継続的な支援を行う「キャリア形成・リスキング支援センター」（厚生労働省の委託事業）と連携し、ハローワーク内に設置する「キャリア形成・リスキング相談コーナー」において、キャリアコンサルタントの常駐・巡回による労働者のキャリア形成や、リ・スキリングに係る支援を推進します。



### ○ 人材開発支援助成金による人材育成の推進

- 雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した事業主等に対して支援を行う人材開発支援助成金の活用を促進します。
- D X化推進等の人材育成に活用できる「事業展開等リスキング支援コース」について、労働局及びハローワークにおいてあらゆる機会を捉えた積極的な活用勧奨を実施し、企業内における人材育成の推進を図ります。



計画的に人材育成を行う  
事業主を支援します！  
「人材開発支援助成金」  
ご利用案内



### ○ 就職困難者を雇い入れる事業主への支援による成長分野等への労働移動の円滑化

- 就労経験のない職業に就くことを希望する就職困難者を雇い入れ、人材育成計画を策定し、育成を行った上で賃金の引上げを行う事業主に対して高額助成を行う「特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）」の周知を積極的に行い、制度の活用を進め、成長分野等への円滑な労働移動を促進します。

成長分野の  
人手不足解消に！  
「成長分野等人材確保・  
育成コース」ご利用案内



#### 人材開発支援助成金

経費助成率が最大75%（中小企業）！！

1事業所1年度あたり1億円まで助成！

#### 事業展開等リスキング支援コース

事業展開に伴う新たな分野や事業展開は行わないがD X化やグリーン・カーボンニュートラル化に必要な訓練を実施した事業主に助成

#### 特定求職者雇用開発助成金

令和6年10月よりパート・アルバイトは就労経験がないものとして取り扱いが変更！

#### 成長分野等人材確保・育成コース

未経験の就職困難者を成長分野（デジタル・グリーン）の業務に従事させる又は人材育成・賃金アップを行う雇い入れをした事業主に助成



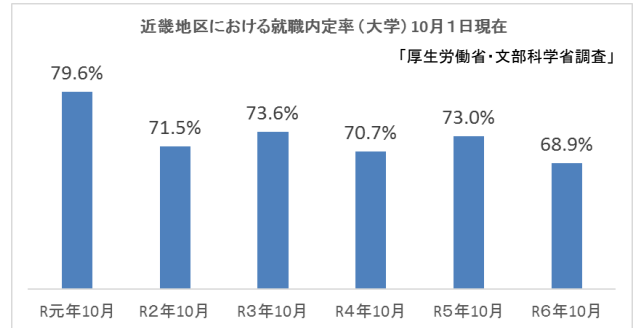
## 5 若者の雇用対策の推進

### ○ 新卒者・既卒者の正社員就職の実現に対する就職支援の強化

- 大阪新卒応援ハローワーク及び府内各ハローワークにおいて個別支援、学校等への出張相談、就職支援セミナー等の就職支援、職場定着支援の他、学校等と連携し、早期から学生に対する職業意識形成のための支援を行います。
- 合同企業説明会の開催等により、学生の就職支援とともに中小企業等の魅力を広域に発信し、人材確保も支援します。



説明会から、面接対策セミナー、面接会までパッケージで実施！  
合同企業説明会の様子



### ○ 正社員就職を希望する若者への就職支援

- 大阪わかものハローワーク及び府内各ハローワークのわかもの支援窓口等を通じ、安定就労の経験が少ない方などの正社員就職に向け、職業相談、個別支援、就職支援セミナー、就職面接会等の就職支援、職場定着支援を推進します。
- トライアル雇用助成金の活用を促し、フリーター等の正社員就職を促進します。
- ニート等へ職業的自立支援及び就職後の職場定着支援を行う「地域若者サポートステーション事業」と連携した支援を行います。



再就職に向けて  
講師の話を熱心に聴く若者  
就職支援セミナーの様子

### ○ バーチャルわかものハローワークによる支援

- メタバース（バーチャル空間）において、バーチャルわかものハローワークにおける各種支援（文字・音声チャットによる簡易相談、セミナー動画の放映等）を実施し、潜在的な求職者等へハローワークの支援を知るきっかけ作りを行います。また、支援のプレ体験により、ハローワークでの必要な支援の利用へつなげます。
- パソコンやスマートフォン等から、アバターで参加し、匿名性を保ったまま職員やその他の参加者とコミュニケーションを取ることができます。
- 「ハローワークの求人情報」「職業興味検査」「職業訓練」など、就活に役立つ情報を知ることができます。
- バーチャルセミナーや企業説明会等のイベントを開催します。



日本初！メタバース上で就職支援！  
アバターで気軽に就活相談  
「バーチャルわかものハローワーク」

延べ利用者数（総訪問者） 23,934人  
うち新規利用者数（訪問者） 3,813人  
（令和7年1月末現在）

### ○ 若者雇用促進法に基づく認定制度について（ユースエール認定制度）

- 若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業を「ユースエール認定企業」として厚生労働大臣が認定しており、若者を求める企業と若者とのマッチング向上を推進します。（大阪では、令和7年2月末現在・68社）





## 6 中高年世代への活躍支援

### ○ 就職氷河期世代を含む中高年世代の活躍の場を広げられるような支援の推進

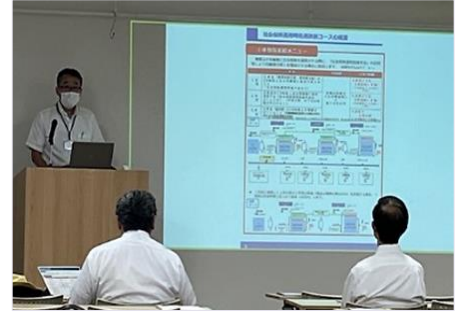
- ・ 就職氷河期世代を含む中高年世代には、実践的な職業能力開発機会や、職務経歴を積む機会の制約により、不安定就労等の状態を余儀なくされている方も見受けられます。そのような方々の就職・正社員化の実現等、活躍の機会が広がるよう、中高年世代の方々の支援に取り組みます。
- ・ 府内6か所のハローワークに「35歳からのキャリアアップコーナー」を設置し、概ね35歳から59歳までの方のキャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等、就職から職場定着まで、安定した雇用の実現に向けた一貫した伴走型支援を実施します。

イベントが目白押し！

35歳からのキャリアアップコーナーを中心に「35歳からのキャリアアップ面接会WEEK」を実施予定



▲中高年世代を対象とした面接会 & 説明会（年2回予定）



▲事業主向けセミナーの実施（年5回予定）

## 7 高齢者の就労・社会参加の促進

### ○ 企業における70歳までの就業確保措置制度の導入促進

- ・ 年齢に関わりなく意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」を実現するため、65歳までの雇用確保措置が適切に講じられるよう取り組むことに加え、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正により、65歳から70歳までの就業機会確保措置を講じることが事業主の努力義務になったことから、70歳までの就業機会確保措置の円滑な導入に向けた意識啓発・機運醸成を図ります。

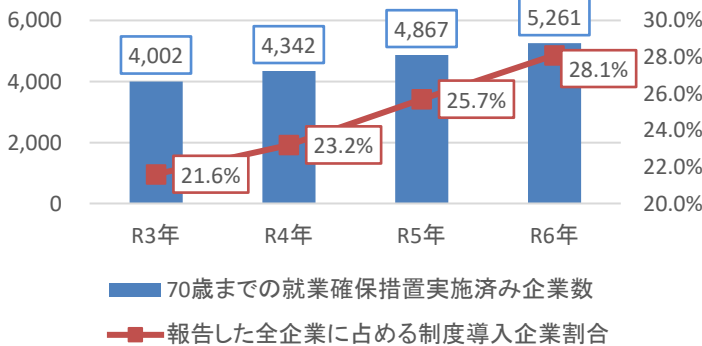
### ○ 高齢者の再就職支援の強化

- ・ 府内すべてのハローワークに設置している「生涯現役支援窓口」において、高齢者のニーズを踏まえた効果的なマッチング支援を行うなど、特に65歳以上の高齢者に対する再就職支援に取り組みます。

### ○ 地域における就業機会の確保に向けた取組の推進

- ・ 地方自治体を中心とした高齢者の就業等に係る地域の関係者から構成される協議会の設置推進やシルバー人材センター事業の推進に取り組みます。

70歳までの就業確保措置の実施状況



※高年齢者雇用状況報告集計結果より

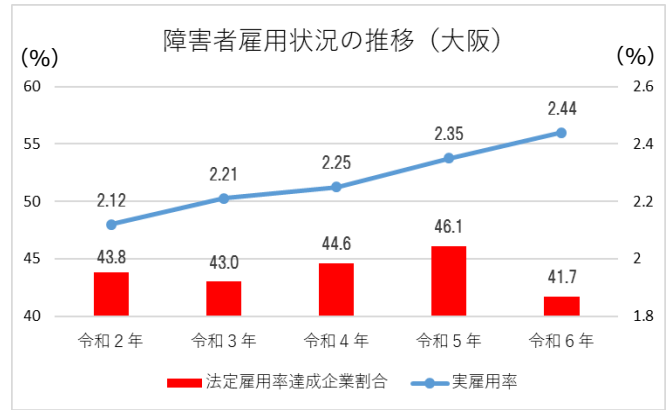
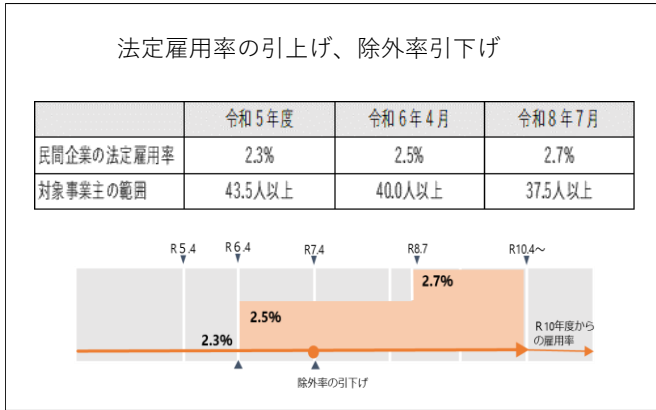


これさえあれば、簡単に理解できる！  
高年齢者雇用安定法ガイドブック

## 8 障害者の就労促進

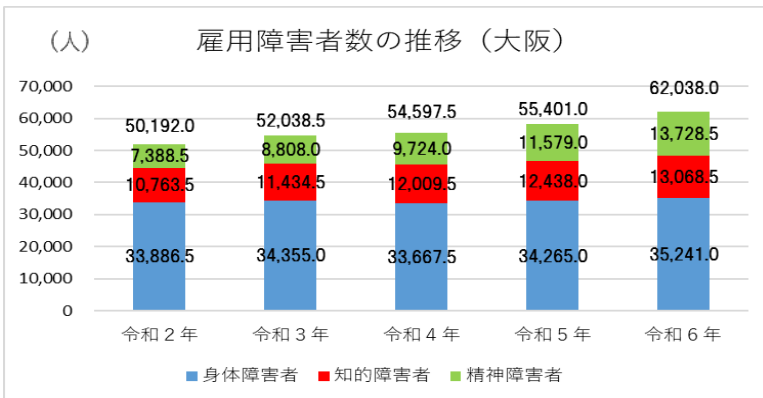
### ○ 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の推進

- 法定雇用率が令和6年4月から2.5%へ引き上げられたことに続き、令和7年4月には除外率が10ポイント引き下げられました。また、令和8年7月には法定雇用率の2.7%への更なる引上げが行われます。
- 今後も雇用率未達成企業の増加が見込まれることから、特に除外率設定業種や新たに雇用義務が生じる企業に対し、障害者の業務の選定等の雇入れ支援を積極的に行い、早期対応を促進します。
- 障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している企業に対して、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を実施し、中小企業をはじめとして、障害者の雇入れ支援等の一層の強化を図ります。
- 障害者雇用ゼロ企業を含めた雇用率未達成企業に対する雇用率達成指導等において、特に中小企業や除外率設定業種を中心に、必要に応じて障害者雇用相談援助助成金認定事業主による相談援助事業の利用を勧奨します。



### ○ 多様な障害特性等に対応した就労支援等の実施

- 精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者について、ハローワークに専門の担当者を配置するなど、多様な障害特性に対応した就労支援を推進します。
- 特に、発達障害等により就職活動に困難な課題を抱える学生等に対する就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援を実施するとともに、難病患者である求職者に対する就労支援体制の強化を図ります。
- 広く一般労働者を対象に、精神・発達障害者を支援する応援者「精神・発達障害者しごとサポーター」を養成し、職場における精神・発達障害者を支援する環境づくりを推進します。



専門知識のあるスタッフが担当者制によって  
きめ細かな支援を行います！

### ○ 障害者雇用優良中小事業主認定制度による障害者雇用の取組の推進

- 障害者雇用優良中小事業主の認定制度「もにす認定」の周知を強化し、認定事業主の増加に努めます。（大阪では、令和7年2月末現在・26社）



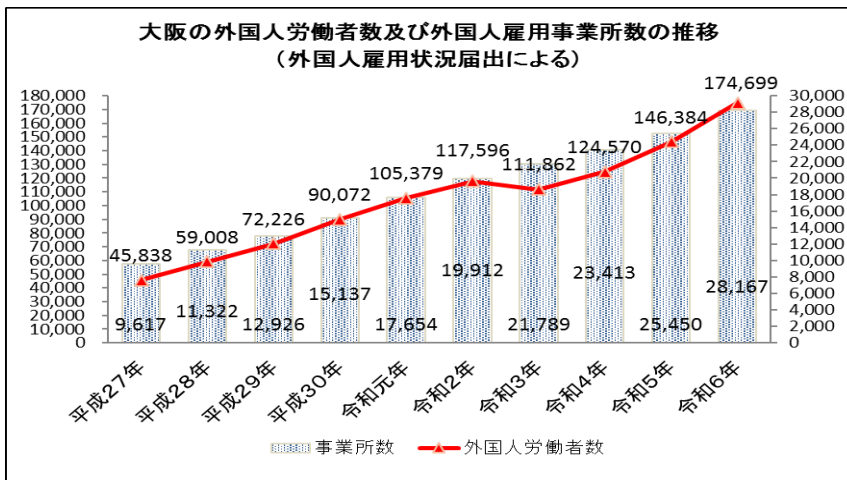
## 9 外国人に対する支援

### ○ 外国人求職者に対する適切な支援の実施

- 外国人求職者への専門相談員及び通訳を効果的に配置するとともに、各ハローワークに多言語音声翻訳機を設置し、適格な職業紹介・相談等の推進を図ります。

### ○ 外国人留学生の就職支援及び専門的・技術的分野の外国人の就業促進

- 近畿ブロック各労働局及び関係機関と連携・協力し、大規模な就職面接会（令和7年6月予定）を開催します。
- 大阪外国人雇用サービスセンターにおいて、業界や職種等に特化したミニ面接会を開催するほか、「初めての外国人雇用セミナー」を実施し、高度外国人材の雇用促進を図ります。
- ビジネスインターンシップ事業を積極的に行い、留学生及び企業の相互理解の向上を図ります。
- 大学等への出張ガイダンスを実施し、留学生に対する在学早期からの就職意識啓発を行います。
- 全国の外国人雇用サービスセンター及び留学生コーナーや大学等の教育機関とも連携し、留学生の国内就職促進のための効果的な支援を実施します。



大規模イベントで内定の大チャンス！  
近畿ブロック外国人留学生就職面接会

### ○ 外国人労働者の雇用管理の改善と適正就労の推進

- 外国人雇用啓発月間において「啓発セミナー」を開催するとともに、「外国人雇用Q & A」パンフレットを活用し、外国人労働者の適正な受入推進や不法就労の防止等について周知・啓発を図ります。
- 外国人雇用状況届出制度の周知徹底を図り、外国人指針に基づく事業主指導を計画的・効果的に実施します。
- 外国人労働者に関する相談体制を整備し、労働条件の確保を図るとともに、出入国管理機関等との連携を図ります。



適正な雇用管理に関する助言！  
外国人労働者雇用啓発セミナー

## 10 地方自治体と一体となった雇用対策の推進

### ○ 地方自治体の雇用施策に連携・協力するなど、国と地方自治体との連携基盤の一層の強化

- 国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務の一体的実施の取組を推進します。（令和7年3月31日現在、7か所（大阪府、大阪市（3か所）、堺市、寝屋川市、柏原市）で実施）
- 国と地方自治体が一体となって総合的に雇用対策に取り組むため、雇用対策協定締結の取組を推進します。（令和7年3月31日現在、大阪府、堺市、東大阪市、高槻市、吹田市、寝屋川市、柏原市と雇用対策協定を締結）

### ○ 生活保護受給者などの生活困窮者に対する、地方自治体と一体となった支援の充実

- 生活困窮者に対して就労による自立を促進するため、福祉事務所に設置するハローワーク常設窓口や巡回相談といったワンストップ型就労支援等により、ハローワークと地方自治体が一体となった支援を行います。



## ○ 労働者派遣事業や職業紹介事業を行う者への法制度の周知

- 労働者派遣事業や職業紹介事業を始めようとする事業者に対して説明会を開催し、適正な許可・届出について周知徹底を図ります。
- 新規に許可を受けた事業者や許可を更新した事業者に対して説明会を開催し、労働者派遣法や職業安定法等の法制度の周知徹底を図ります。
- 雇用仲介事業について、募集情報等提供事業が労働者に金銭やギフト券等を提供することが原則禁止となったことなど、新たに遵守すべき事項の周知徹底を図ります。

**募集情報等提供事業者が労働者に金銭やギフト券等を提供することは原則禁止となりました！**

（令和7年4月1日施行）

**新たなルールへの対応を！**  
雇用仲介事業者の新たなルールへの対応について

## ○ 労働者派遣事業や職業紹介事業等への指導監督

- 労働者派遣事業や職業紹介事業等においては、需給調整機能を十分に発揮できるよう、行政処分等を含む厳正な指導監督を実施します。
- 労働基準監督署から提供された情報を活用し、派遣労働者の同一労働同一賃金の確保に向けて、指導監督を実施します。
- 求人メディア等の募集情報等提供事業を含めた雇用仲介事業者においても、職業安定法が遵守されるよう、法違反の疑いのある事業者を確認した場合には速やかに指導監督を実施します。

## ○ 派遣労働者等への支援

- 労働者向けに労働者派遣法等を説明するセミナーを開催します。
- 派遣労働者等からの申告、苦情相談等の正確な内容を把握し、問題が認められる事案は、迅速かつ適切に対応を図ります。



**派遣の知識、しぐみを学ぼう！**  
「派遣労働を始めようと考えている方のセミナー」ページ



## ◇派遣元事業主、派遣先、派遣労働者それぞれのチェックポイント

**労働者派遣・請負を行う事業主の皆様へ！**



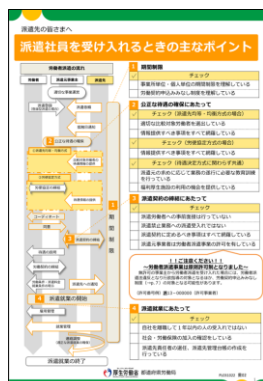
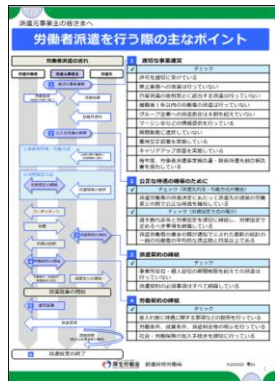
**派遣元事業主の皆様さへ！**



**派遣先の皆様さへ！**



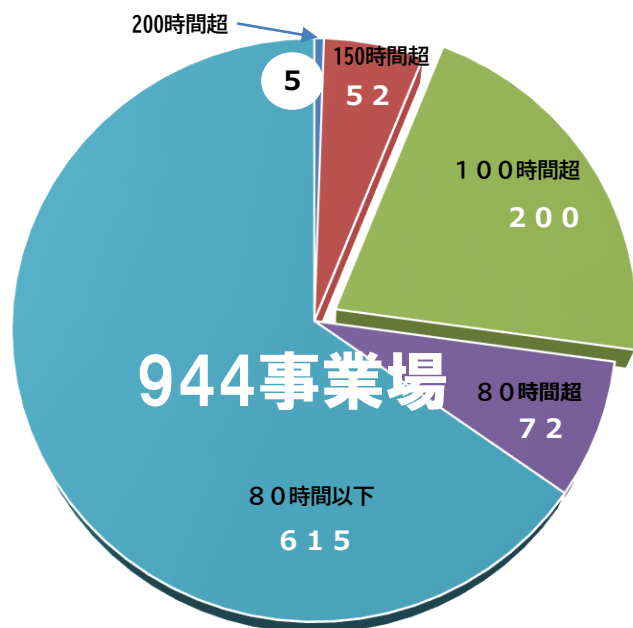
**派遣労働者の皆様さへ！**



## 1 長時間労働の抑制等

## ○ 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止に向けた監督指導の徹底等

- 各種情報から時間外・休日労働が月80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して監督指導を実施します。
- 複数の過労死等を発生させた企業に対しては、「過労死等の防止に向けた改善計画」の策定を求め、同計画に基づく取組を企業全体に定着させるための助言・指導を実施します。
- 長時間労働が複数の事業場で認められた企業に対する指導及び企業名の公表を的確に実施します。
- 違法かつ重大・悪質な過重労働事案に対しては、過重労働撲滅特別対策班（かとか）による捜査を行います。
- 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催し、過労死等の防止に向けた取組を広く呼びかけます。併せて、経済団体や労働団体等に対する要請を行います。
- 11月の「過重労働解消キャンペーン」期間に、過重労働解消相談ダイヤルの実施や、働き方改革の推進に積極的な取組を行っているベストプラクティス企業と労働局長等との意見交換会を行います。



違法な時間外・休日労働があった  
事業場数(令和5年度)

事例共有で働き方改革！

「ベストプラクティス企業」の  
取組紹介はこちら



## ○ 医師・建設業・自動車運転者への労働時間短縮に向けた支援

- 医師については、大阪府、大阪府医療勤務環境改善支援センター等の関係機関と連携して、きめ細やかな相談対応等、適切な支援を行います。
- 建設業については、全ての建設工事において、適正な工期設定等を行い長時間労働是正等を推進することを目的とした「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」をあらゆる機会を通じて周知します。
- 自動車運転者については、関係機関とも連携しながら、労働局に編成した「荷主特別対策チーム」において、発着荷主等に対して、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないこと等についての労働基準監督署の要請と、改善に向けた働きかけを行います。また、賃金水準の向上に向けて、資金の原資となる適正な運賃（標準的な運賃）を支払うことについて周知を行います。



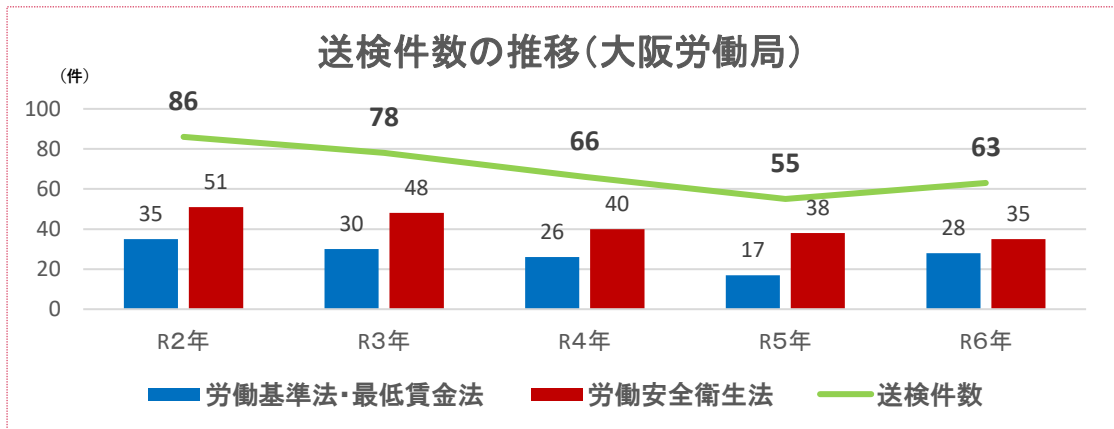
## ○ 長時間労働に繋がる取引環境の見直し

- 窓口相談、説明会、企業指導等のあらゆる機会を通じて、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法に規定する「取引上必要な配慮」等について周知し、下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止を図ります。
- 労働基準監督署における監督指導の結果、下請中小企業等の労働基準関係法令違反の背景に、親事業者等の下請法等の違反が疑われる場合、関係機関に確実に通報します。

## 2 労働条件の確保・改善対策

### ○ 法定労働条件の確保・改善対策の推進

- ・ 解雇、賃金・休業手当の不払等の労働基準関係法令違反に対し、速やかに監督指導を行い、早期解決を図ります。また、不適切な解雇・雇止めの回避・予防のための啓発指導を実施します。
- ・ 労働者からの申告や未払賃金立替払制度の申請に対して、迅速・適正に必要な調査を実施し必要の対応を行います。
- ・ 労働時間の適正な管理、賃金不払残業の防止等、労働条件の確保・改善を図るために臨検監督を実施し労働基準関係法令違反に係る是正指導を行います。
- ・ 労働基準監督署に設置した「労働者性に疑義がある方の労働基準法相談窓口」に相談があった場合には、労働者性の判断基準を丁寧に説明するなど適切に対応するとともに、申告がなされた場合には、特段の事情がない限り、原則として労働者性の有無を判断し、必要な指導を行います。
- ・ 度重なる指導にもかかわらず法違反を是正しないなど、重大・悪質な事案に対しては厳正に対処し、同種事案発生防止のために刑事事件として送検した事案等を積極的に公表します。



- ・ より多くの事業主、労働者に労働基準関係法令の周知を図るため「労働基準関係法令のあらまし」を作成するほか、説明会の開催や説明動画を配信します。



### ○ 学生を対象とした、労働法制の周知及びアルバイト等の労働条件の確保に向けた取組の実施等

- ・ これから社会に出て働く若者に対し、労働法制（働く上でのルール）の基礎知識を身につけてもらうため、府内の大学・短期大学等からの依頼に基づき、幹部職員等が出向いてワークルールセミナーを実施します。
- ・ 新たにアルバイトを始める学生が多い4月～7月までの間、自身の労働条件の確認を促すことなどを目的に「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施。期間中には、セミナー開催にあわせて、出張相談も実施します。
- ・ 労働条件に関する悩みの解消に役立つポータルサイト「確かめよう労働条件」の活用を促進します。



マンガでわかりやすい！  
WEB版掲載ページ

働いている方も雇用主も  
それぞれの立場で学べる！  
ポータルサイト





### 3 労働者が安全で健康に働ける環境の整備

#### ○ 労働災害防止対策の推進

- 令和5年度からの5か年を期間とする大阪労働局第14次労働災害防止推進計画（14次防）を踏まえ、さらなる労働災害防止対策を推進していきます。

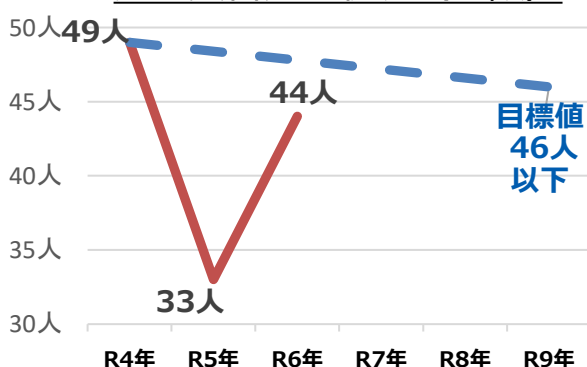
##### 【14次防の目標】

- ◆ 死亡災害については、令和4年と比較して、令和9年までに5%以上減少させます。
- ◆ 死傷災害については、令和3年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数について、令和4年と比較して令和9年までに減少させます。

##### 【労働災害発生状況】

- ◆ 令和6年の死亡災害は、令和7年1月末日現在の速報値で44人となり、昨年より増加しています。
- ◆ 令和6年の死傷災害は、推計値で9,033人となり、昨年より減少しています。

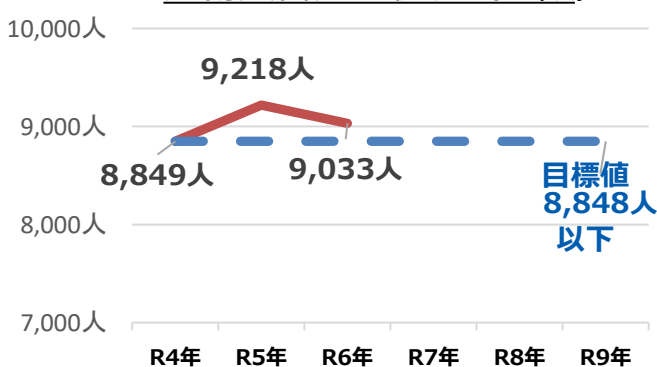
死亡災害発生状況（大阪）



※新型コロナウイルス感染症罹患を除く

※R6年は、令和7年1月31日現在の速報値

死傷災害発生状況（大阪）



※新型コロナウイルス感染症罹患を除く

※R6年は、令和7年1月31日現在の速報値に基づく推計値

#### ○ 「大阪発・新4S運動」の展開

- 事業場における自主的な安全衛生管理活動を促進するため、次の4つの活動について取り組みます。

##### I 安全見える化活動

- ◇ 「安全見える化」の推進を図ります。
- ◇ 墜落・転落、転倒、はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ等の危険場所等を「危険マップ」により見える化するように促進を図ります。

パーで、積み上げ高さを制限！  
見える化事例



##### II 安全Study活動

- ◇ 入社経験の浅い者に対して、安全作業のためのスキルアップ教育を実施するよう促進します。
- ◇ 転倒災害及び腰痛災害防止に係るeラーニング教材の積極的利用を促進します。



外国語にも対応！  
「マンガでわかる  
シリーズ」  
詳細はこちら



##### III リスク評価推進活動

- ◇ リスクアセスメントの導入促進と確実なリスク低減措置の実施を目指し、「リスク評価推進活動」の推進を図ります。

職場のあんぜんサイト！  
「化学物質のリスク  
アセスメント支援」



##### IV 命綱GO活動

- ◇ 墜落・転落災害の防止に向け、高所作業における二丁掛け墜落制止用器具の使用促進を図ります。

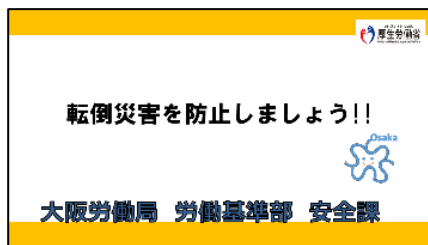


命綱 使って つなGO 大切な命  
「命綱 GO 活動」

## 大阪発・新4S運動

「安全」は人々を満足にさせ、輝く笑顔にします  
Safety brings people Satisfaction and Shining Smiles.

自主的な安全衛生  
活動を活性化！  
詳細はこちら



死亡災害撲滅に向けて、各種労働災害防止対策関連動画を配信しています

## 大阪労働局 YouTubeチャンネル

労働災害防止対策  
再生リストはこちら



大阪労働局は、『第84回全国産業安全衛生大会in大阪・近畿』を応援しています。



国内最大の  
安全衛生イベント！  
大会の詳細はこちら



## ○ 労働者死傷病報告等の電子申請の推進

- 令和7年1月より義務化された労働者死傷病報告等の電子申請を推進し、電子申請の対応への懇切丁寧な相談支援を引き続き行います。

電子申請を促進しよう！  
「死傷病報告に係る  
特設ページ」

電子申請を支援！  
「入力支援に係る  
ポータルサイト」



## ○ 労働者の作業行動に起因する労働災害防止のための周知啓発の実施

- 増加傾向にある「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害（行動災害）対策として、  
「ハード・ソフトの両面から転倒災害防止対策を講じること。」  
「介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入すること。」  
等について周知啓発を行います。

## ○ 高齢労働者、外国人労働者等の労働災害防止対策等の推進

- 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）及びエイジフレンドリー補助金の周知を図ることにより、高齢労働者の労働災害を防止し、安心して働ける職場環境の改善を進めます。
- 技能実習生をはじめとした外国人労働者が容易に理解できる母国語に翻訳された安全衛生教育に関する視聴覚教材の周知、外国人労働者に対する効果的な安全衛生教育の実施を促進します。
- 障害のある労働者の安全衛生対策に係る事例等を周知することにより、障害のある労働者の安全衛生対策を推進します。

高齢労働者の安全・  
健康確保を！  
エイジフレンドリーガイドライン

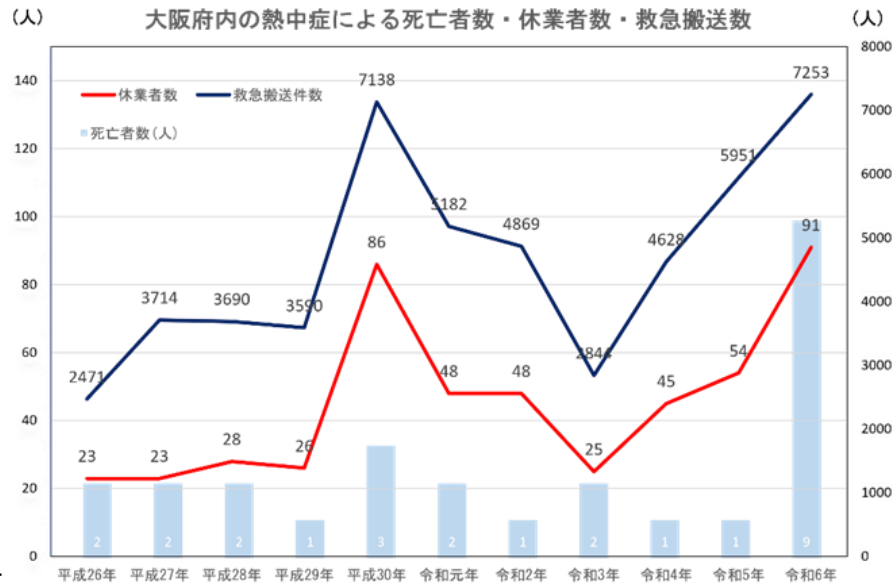


外国人雇用対策  
ページはこちら！  
Employment Policy for  
Foreign Workers



○ 熱中症対策

- 「Stop！熱中症クールワークキャンペーン」に基づく取組が各事業場で適切に実施されるよう指導等を行います。
- 暑さ指数表示ボードを作成し、大阪労働局第14次労働災害防止推進計画のアウトプット指標である「暑さ指数を把握している事業場の割合を2023年度と比較して、2027年度までに増加させる。」という目標達成に向け、来庁者に対し、広く暑さ指数、熱中症計画レベルの周知を行います。
- 関係団体に「熱中症警戒アラート」活用の定着、異常時の措置等を盛り込んだリーフレットを独自に作成し、広く熱中症予防対策の周知を行えるよう工夫します。
- 大阪産業保健総合支援センターと共催で「職場における熱中症予防対策セミナー」を開催し、環境省近畿地方環境事務所と連携を図りながら、熱中症予防対策の推進を図ります。



< 熱中症警戒アラート >

近年、熱中症による救急搬送人数、死者数が高い水準で推移していることから、環境省と気象庁は令和3年度から「熱中症警戒アラート」を全国で運用しています。熱中症警戒アラートは、暑さ指数(WBGT)に基づき、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予想される場合に、暑さへの「気づき」を呼びかけ、国民の熱中症予防行動を効果的に促すための情報です。

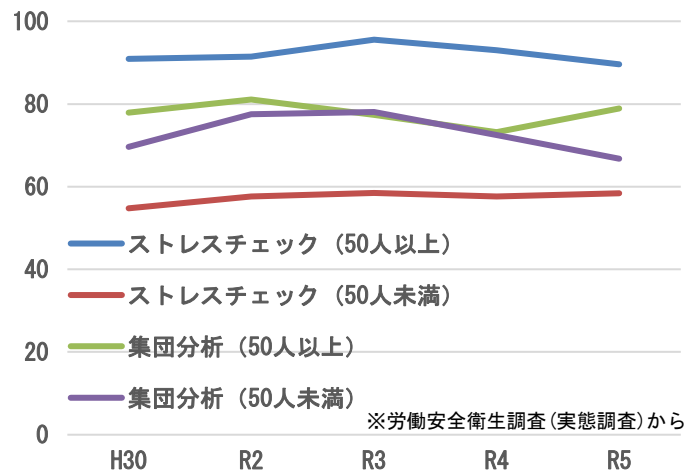
有益情報盛りだくさん！  
職場における  
熱中症予防対策



○ メンタルヘルス対策及び過重労働対策等の推進

- 長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害を防止するため、長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策などの労働者の健康確保の取組が各事業場で適切に実施されるよう、引き続き指導等を行います。
- 労働者のメンタルヘルス対策に係る情報提供・相談等を行う「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト『こころの耳』」について周知を行います。
- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」に基づく取組を促進するため、取組方法や好事例を示した手引きや事業者が医療保険者と連携して実施したコラボヘルスの取組に要した費用の一部を補助するエイジフレンドリー補助金の周知を行います。

全国のストレスチェック及び集団分析の実施状況



メンタルヘルス対策向上！  
「ストレスチェックを実施しよう」  
YouTube動画





## ○ 産業保健活動の推進

- 自主的な産業医の選任が強く求められる中規模事業場(労働者数30～49名)での産業医選任を促進する目的で新たに新設される「中規模事業場産業医活動支援モデル事業」の周知を図ります。

## ○ 新たな化学物質規制の周知の取組

- 令和6年4月から全面施行されている新たな化学物質規制に基づき、SDS(安全データシート)等を活用したリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置について、個人ばく露測定等の導入及びフィットテストを利用した適切な呼吸用保護具の選定等を含め、丁寧な指導を行います。
- 毎年2月に実施する化学物質管理強調月間中に、大阪府及び各自治体や各種団体と連携し、化学物質管理に関するセミナーを開催し、事業場による自律的な化学物質管理の導入を推進します。

化学物質管理強調月間が  
新設されました！  
「新たな化学物質規制」関連はこちら



## ○ 石綿ばく露防止対策の推進

- 石綿障害予防規則に基づく措置の履行確保のため、建築物石綿含有建材調査者講習の受講勧奨及び当該講習の修了者による調査の徹底、石綿事前調査結果報告システムによる事前調査結果等の報告や石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の徹底、並びにリフォーム等も含む発注者への制度の周知を図ります。
- 建設アスベスト給付金制度の周知啓発を図るとともに、丁寧な相談支援を行います。

要確認！  
石綿総合情報ポータルサイト



## ○ 治療と仕事の両立支援

- 「事業場における治療と仕事のガイドライン」の周知啓発を行います。
- 大阪労働局に設置した「大阪府地域両立支援推進チーム」において取組に関する計画を策定し、両立支援に係る関係者(都道府県衛生主管部局、医療機関、企業、労使団体、産業保健センター、労災病院等)の取組を相互に周知・協力する等により、地域の両立支援に係る取組の効果的な連携と一層の促進を図ります。
- 主治医、会社・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制を推進します。このため、大阪府地域両立支援推進チーム等を通じて地域の関係者に両立支援コーディネーターの役割についての理解の普及を図るとともに、独立行政法人労働者健康安全機構(JOHAS)で開催する養成研修の周知・受講勧奨を図ります。

政労使及び専門家が一体となって支援！  
大阪府地域両立支援推進チーム会議



日本の労働人口の約3人に1人が何らかの  
疾病を抱えながら働いています。

## ○ がん患者等への就職支援の推進

- がん等の疾病により、長期にわたる治療等を受けながら就労を希望する求職者について、がん診療連携拠点病院等と連携協定を結んでいる府内11か所のハローワークを中心に、出張相談や個々の患者の希望や治療状況を踏まえた職業相談・職業紹介などの就職支援、事業主向けセミナーなどを積極的に実施します。
- 出張相談では、患者同意の上、治療や療養生活に関する相談のエキスパートである「がん相談支援センター」の担当相談員も同席し、3者で相談を行うことで、治療状況や経過、今後配慮すべき点などの情報を密に共有し、より専門性の高いきめ細かな就職支援を実施します。

## ○ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

- 請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正省令について、事業場に対して指導・周知・啓発等を行います。

全員の安全を守る、  
共に働く仲間として！  
「個人事業者等の安全  
衛生対策について」



## 4 多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

### ○ 大阪府域における働き方改革の総合的な推進

- 働き方改革を中小企業・小規模事業者等に円滑に浸透させ、「多様な人材が活躍する元気な大阪」の実現を目指すため、労使団体、行政機関、金融機関など29の機関で構成される「大阪働き方改革推進会議」において、令和7年度の基本方針を定めるとともに、各構成団体間で積極的な情報共有や意見交換を行い、連携を強化していきます。



大阪における働き方改革を牽引！  
第11回 大阪働き方改革推進会議  
(令和6年5月29日開催)

### ○ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方・休み方の見直しの推進等

- 仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に資する取組（時間外・休日労働の削減、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備、勤務間インターバル制度等）の周知・啓発を行います。
- 「働き方・休み方改善コンサルタント」による労働時間等の設定改善のための助言・指導、ワークショップを実施します。
- 働き方・休み方の改善を促す企業・社員向けの自己診断ツールの提供、企業の取組事例の紹介等を行う「働き方・休み方改善ポータルサイト」の活用促進を図ります。
- ワークエンゲージメントを含む働きがいの向上に向けて、リーフレット等による周知を行います。



取組事例等はこちら！  
働き方・休み方改善  
ポータルサイト

#### <令和6年度ワークショップ開催テーマ>

- ◆トラック運送事業者の長時間労働改善
- ◆建設業事業者のワークライフバランスの推進
- ◆働き方改革の成果と課題



改善に役立つ情報交換を！  
ワークショップの様子

#### <勤務間インターバル制度>

終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間を確保する仕組み。



#### <ワークエンゲージメント>

「仕事から活力を得ていきいきとしている」（活力）  
「仕事に誇りとやりがいを感じている」（熱意）  
「仕事に熱心に取り組んでいる」（没頭）  
3つが揃った状態として定義される仕事に関連するポジティブで充実した心理状態。

### ○ 働き方改革に取り組む企業への助成

- 生産性を高めながら労働時間の縮減に取り組んだり、勤務間インターバル制度を導入する中小企業を対象とした「働き方改革推進支援助成金」の周知を積極的に行い、活用促進を図ります。

#### 働き方改革推進支援助成金

##### 業種別課題対応

長時間労働等の課題を抱える業種等（建設、自動車運転、医師等）の支援のため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を助成

##### 労働時間短縮・年休促進支援

労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を助成

##### 勤務間インターバル導入

勤務間インターバルを導入する中小企業事業主を助成

##### 団体推進

傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体を助成

◀各種助成金については申請期限にご留意ください。

#### 人材確保等支援助成金

##### テレワークコース

良質なテレワークを制度として導入・実施し、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主を助成

## 5 総合的なハラスメントの防止対策

### ○ 職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保

- ・ パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメント等、事業主に義務付けられた職場における各種ハラスメントの防止対策が適切に講じられるよう、事業主への積極的な是正指導、周知徹底を図ります。
- ・ 適切なハラスメント防止措置が講じられるよう、事業主に対して、本省で委託する事業主・ハラスメント相談窓口担当者等向け研修やウェブサイト「あかるい職場応援団」の各種ツールの周知を図ります。

#### パワーハラスメントとは

職場において行われる、①～③の要素 **全てを満たす** 行為をいいます。

- ①優越的な関係を背景とした言動であって、
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるもの

#### パワーハラスメント6つの類型

身体的な  
攻撃



精神的な  
攻撃



人間関係からの  
切り離し



過大な  
要求



過小な  
要求



個の侵害



### ○ カスタマーハラスメント対策及び就職活動中の学生等に対するハラスメント対策の推進

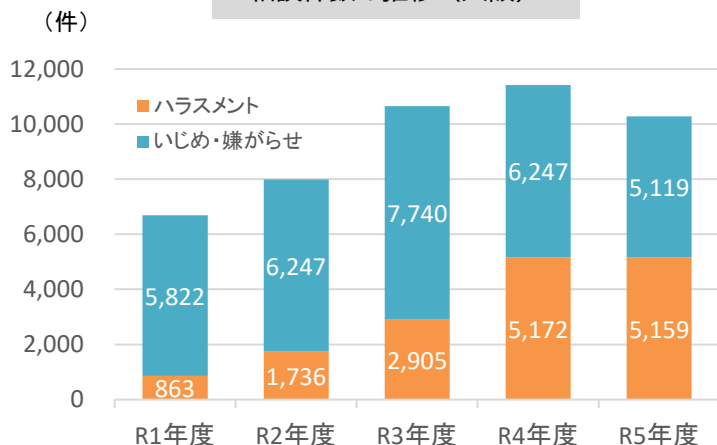
- ・ 顧客等からの悪質なクレーム等の著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントの防止対策を推進するため、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を活用して、企業の取組を促します。
- ・ 就職活動中の学生等に対するハラスメントに関する事業主の自主的な取組を促すために、事業主に対しハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知徹底を図ります。

学生等に対しては、相談先等を記載したリーフレットを活用し、一人で悩むことがないように支援しつつ、学生からの相談等により事案を把握した場合は、事業主に対して適切な対応を求めます。

### ○ 紛争の早期解決の促進

- ・ 各ハラスメントに関する労働者と事業主間の紛争については、労働施策総合推進法等に基づく援助や調停制度などの紛争解決援助制度を活用することにより、早期の解決を促します。

相談件数の推移（大阪）



※ 令和4年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い  
令和3年度以前と令和4年度以降では分類方法が異なる。



ハラスメント裁判事例、他社の取組など  
ハラスメント対策の総合情報サイト  
**あかるい職場応援団**

ポータルサイト「あかるい職場応援団」では、ハラスメント対策の際に参考となる情報を掲載しています。  
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>





## 6 女性活躍推進に向けた取組等

### ○ 女性活躍推進のための行動計画に基づく企業の取組支援

- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や情報公表、男女の賃金の差異の情報公表が義務付けられている事業主に対し、報告徴収等の実施により、法の着実な履行確保を図ります。
- 行動計画や男女の賃金の差異をはじめとする自社の女性活躍に関する情報を公表できる「女性の活躍推進企業データベース」（厚生労働省の運営サイト）の企業の活用を促します。
- 「えるぼし」認定及び「プラチナえるぼし」認定について、優秀な人材の確保や公共調達の際に加点評価されること等、認定のメリットを周知することにより、取得促進を図ります。

#### 女性の活躍推進企業 データベース

※各企業の女性管理職の割合や平均勤続年数など、企業研究に役立つデータも見れる！  
※「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定企業も検索できる！

お役立ち情報満載！  
データベース



女性が活躍できる職場づくりに  
取り組んでいる企業のマーク  
えるぼしマーク ・ プラチナえるぼしマーク



### ○ 男女雇用機会均等法の履行確保

- 労働者が性別により差別されことなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるよう事業主への指導を行うとともに、相談への対応、労働者と事業主間の紛争を迅速に解決するための援助を行います。

### ○ 子育て中の女性等に対する就職支援の実施

- 大阪マザーズハローワーク・堺マザーズハローワーク及び府内13か所のハローワークに設置しているマザーズコーナーを中心に、子育て中の方等に対して、個々の状況やニーズに応じた就職実現プランを策定し、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施します。
- 仕事と子育て等が両立しやすい求人（両立支援求人等）の開拓及び収集した求人情報の積極的な周知を図ります。
- 生涯年収の比較や年収の壁等を示しながら、多様な働き方の選択肢を提案し、ライフプランに寄り添った支援を実施します。
- 子育て等でハローワークへの来所が難しい方に対し、WEB会議アプリを使用し、ハローワークの窓口と同じように職業相談・職業紹介が受けられるオンライン職業相談サービスを提供します。
- ハローワークプラザ難波等では、専門家（弁護士、社会保険労務士、臨床心理士及びファイナンシャルプランナー）による相談を実施します。
- 大阪マザーズハローワーク・堺マザーズハローワークでは、地域の関係機関や子育て支援拠点と連携した出張相談・座談会・セミナー等により、就労に向けた支援を実施します。



両立に向けた情報交換！出張座談会の様子

### ○ お子様連れでも利用しやすい環境の整備

- お子様連れでも参加しやすいよう託児付のセミナー、子育て中の方同士によるグループワーク等を実施します。
- 安心して施設が利用できるようキッズスペースや授乳室を設置しています。



お子様連れでも安心して利用可！キッズスペースの様子

## 7 仕事と育児・介護の両立支援等

### ○ 改正育児・介護休業法の履行確保

- 令和7年4月から二段階で施行される改正法について、労使に十分理解され、労働者が円滑に利用できるよう周知徹底に取り組みます。
- 育児休業の取得等を理由とする不利益取り扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主への報告徴収・是正指導等を行うほか、相談への対応、労働者と事業主間の紛争を迅速に解決するための援助を行います。



#### 仕事と介護の両立支援

～主な改正ポイント～

- ※男性の育児休業等取得状況の公表義務の対象が、従業員数300人超1,000人以下の事業主に拡大
- ※介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の周知強化等

男女ともに働きやすい  
環境を実現！  
育児・介護休業法について



### ○ 次世代育成支援対策の推進

- 次世代育成支援対策推進法について、有効期限が令和17年3月31日までに再延長となり、また同法に基づく一般事業主行動計画策定・変更時に、育児休業の取得状況及び労働時間の状況等に係る状況把握、数値目標の設定を事業主に義務付けること等を内容とした改正法について、周知に取り組み、着実な履行確保を図ります。
- 「くるみん」「プラチナくるみん」「トライくるみん」の認定基準について周知を行い、認定の取得促進に向けた働きかけを行います。
- 不妊治療を受けやすい職場環境の整備を推進するために、不妊治療と仕事の両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」について、周知・啓発を図ります。

子育て中のママ・パパにとって  
働きやすい企業のマーク  
くるみんマーク



### ○ 出生後休業支援給付及び育児時短就業給付の活用

- 令和7年4月より、両親ともに働き育児を行う「共働き・共育て」を推進する観点から、雇用保険被保険者とその配偶者がともに一定期間以上の育児休業を取得した場合に給付する「出生後休業支援給付」及び2歳未満の子を養育するために所定労働時間を短縮する場合に給付する「育児時短就業給付」が施行されます。あらゆる機会を捉えて、被保険者や事業主等に対して周知に取り組みます。

### ○ 仕事と育児、仕事と介護の両立ができる職場環境整備

- 職業生活と家庭生活が両立できる職場環境づくりのため、両立支援等助成金（育休中等業務代替支援・出生時両立支援・介護離職防止支援・育児休業等支援・不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース等）の活用促進等により中小企業事業主を支援します。

両立支援に取り組む  
事業主へ！  
助成金案内ページ



### ○ 女性の健康課題に取り組む事業主への支援等

- 月経、更年期等といった女性の健康問題への取組について、「働く女性の心とからだの応援サイト」により企業の自主的な取組を促すとともに、働く女性の母性健康管理について、パンフレット等の活用により事業主への周知徹底と妊産婦への周知を行います。



女性に優しい職場づくりを！  
働く女性の心と  
からだの応援サイト



## 8 個別労働関係紛争解決の促進

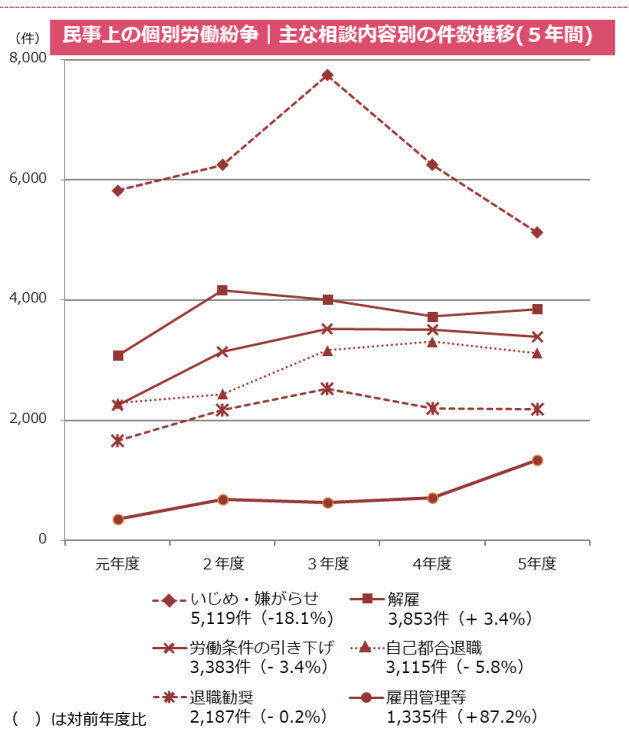
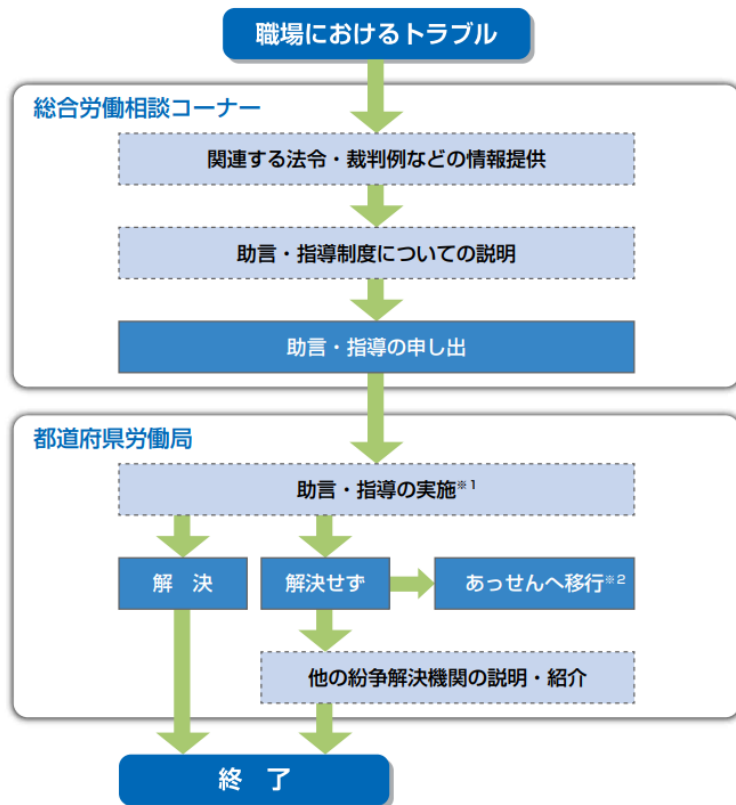
### ○ 適切かつ積極的な相談対応、助言・指導及びあっせんの実施

- 個々の労働者と事業主との間の紛争（個別労働関係紛争）として、「いじめ・嫌がらせ」「解雇」「退職勧奨」などのほか、近年、「労働条件引下げ」「自己都合退職」「雇用管理等」が増加しています。
- 府内14か所に設置している総合労働相談コーナーにおいて、紛争に発展することを未然に防止、または紛争を早期に解決するため、労働問題のワンストップサービス拠点として、関連法令や判例等の情報提供を行います。
- 紛争状態にある場合は、「助言・指導」（紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者間の自主的な解決を促進する制度）、「あっせん」（紛争調整委員会の委員が紛争解決に向けて調整する制度）により、民事上の個別労働関係紛争の解決を促進します。

相談はこちらへ！  
総合労働相談  
コーナー所在地



### 都道府県労働局長による助言・指導の手続きの流れ



## 9 フリーランスの就業環境の整備

### ○ フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保等

- フリーランス（フリーランス・事業者間取引適正化等法上の特定受託事業者）から就業環境の整備違反に関する申出があった場合に、速やかに申出内容を聴取し、委託事業者に対する調査、是正指導等を行うなど、着実な履行確保を図ります。
- フリーランスから委託事業者等との取引上のトラブルについての相談があった際には、「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応します。

「フリーランス・事業者間  
取引適正化等法」はこちら！



「フリーランス・トラブル  
110番」はこちら！



フリーランス、個人事業主などで  
契約・お仕事上のトラブルに  
お悩みの方へ

相談から解決まで、  
弁護士がワンストップでサポートします！

相談無料 秘密厳守 匿名相談可  
対面・対面相談可 和解あっせん手数料無料

受付時間  
9:30～16:30(土日祝日を除く)

こんなトラブル、私たちに相談ください！

- あいまいな契約
- 報酬の未払い
- ハラスメント

企業などの発注事業者からお仕事を受注する  
フリーランス・個人事業主の皆様はお気軽に相談ください

まずは電話・メールで相談ください。フリーランス・個人事業主などの情報をサポートします！

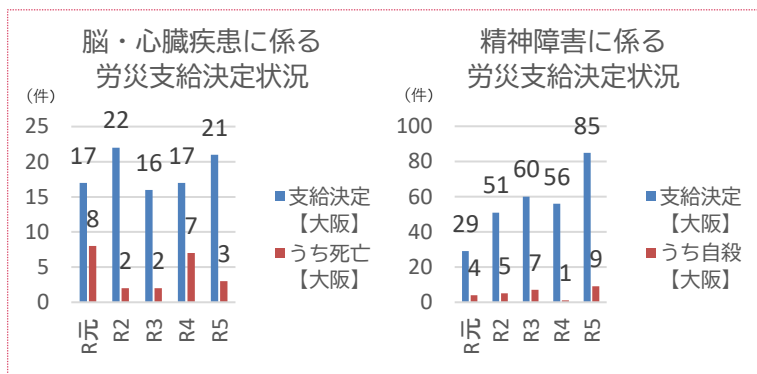
フリーランス・トラブル110番  
0120-532-110  
help@freelance110.jp



## 【労災補償対策の推進】

### ○ 労災保険給付の迅速・適正な処理

- ・ 労災保険給付の請求については、迅速な事務処理及び適正な認定を行います。特に社会的関心が高い過労死等事案をはじめとする複雑困難事案は、認定基準等に基づき、迅速・適正な事務処理を一層推進します。
- ・ 労災保険の窓口業務については、引き続き、相談者等に対する丁寧な説明や請求人に対する処理状況の連絡等の実施を徹底します。



## 【雇用保険制度の安定的運営】

### ○ 雇用保険受給資格者の早期再就職の促進

- ・ 「再就職手当」を含め、早期に再就職した場合のメリットの周知などに取り組みます。

### ○ 電子申請のさらなる利用促進のための、積極的な利用勧奨と速やかな処理の実施

- ・ 電子申請未利用の事業主に対し、雇用保険電子申請アドバイザーを活用し、事業所訪問などにより利用勧奨を一層推進します。
- ・ ハローワーク梅田、ハローワーク大阪東の「電子申請体験コーナー」を活用し、直接事業主等に電子申請を体験してもらうなど、効果的な電子申請の利用促進を図ります。



気軽に体験！電子申請体験コーナー

### ○ 不正受給に対する厳正な対処の徹底

- ・ 雇用関係助成金の不正受給の疑いがある事業主や社会保険労務士等に対する調査等に、より一層注力します。

## 【労働保険料等の適正徴収】

### ○ 労働保険の未手続事業の一掃の取組

- ・ 労働保険制度の健全な運営、費用負担の公平性の確保、労働者福祉の向上等の観点から極めて重要な課題である未手続事業の解消のため、制度の周知広報に努めるとともに加入勧奨を行います。
- ・ 成立（加入）手続を自主的に行わない事業主には、職権による成立を実施し、労働局・労働基準監督署・ハローワークが一体となって、労働保険未手続事業の一掃に取り組みます。

### ○ 労働保険関係手続の電子申請の利用促進

- ・ 電子申請利用のメリットを情報発信し、更なる利用促進を図ります。



24時間どこでも申告！  
特設サイトはこちら



### ○ 全国平均を上回る収納率の達成

- ・ 目標達成のため「口座振替」・「電子納付」について広く周知し、利用促進を図るとともに、費用負担の公平性の観点から、着実に納入督促を実行します。  
(令和5年度大阪局収納率は99.2%で全国平均収納率99.1%を上回りました。)

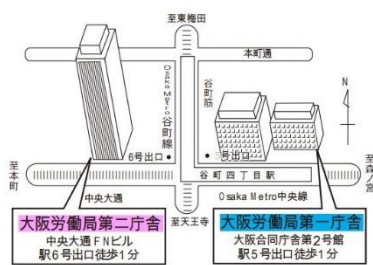
手続かんたん・らくらく支払！  
「口座振替納付・電子納付」案内ページ



# 大阪労働局について

第一庁舎… 大阪市中央区大手前4丁目1-67 大阪合同庁舎第2号館

第二庁舎… 大阪市中央区常盤町1丁目3-8 中央大通FNビル



＜令和7年4月1日現在＞

労働基準監督署  
所在地一覧  
はこちら



労働基準監督署

公共職業安定所（ハローワーク）

公共職業安定所  
（ハローワーク）・  
出先機関所在地  
一覧はこちら



厚生労働省

大阪労働局

## 総務部

第一庁舎 8F

第二庁舎 17F

## 雇用環境・均等部

第一庁舎 8F

## 労働基準部

第一庁舎 9F

## 職業安定部

第二庁舎 21F

## 需給調整事業部

第二庁舎 14F

### 総務課

☎06-6949-6482

職員の人事・厚生、庶務、情報公開

### 会計課

☎06-6949-6664

局の予算・決算、会計

### 労働保険徴収課

☎06-4790-6330

労働保険料の徴収・収納・決算

### 労働保険適用・事務組合課

☎06-4790-6340

労働保険関係の成立・消滅、  
労働保険料の額の決定、  
労働保険事務組合関係事務

### 企画課

☎06-6941-4630

総合調整・企画、広報、働き方改革推進支援  
助成金、両立支援等助成金、業務改善助成金

### 指導課

☎06-6941-8940

個別労働関係紛争の解決援助、ハラスメント対策、  
働き方・休み方の改善、女性の活躍推進、  
男女雇用機会均等、仕事と家庭の両立支援、  
パートタイム・有期雇用労働者の雇用管理改善  
フリーランスの就業環境整備

### 監督課

☎06-6949-6490

監督指導・調査・立替払、司法警察事務

### 安全課

☎06-6949-6496

労働災害の防止、特定機械の検査、  
クレーン等の免許証交付等

### 健康課

☎06-6949-6500

健康保持増進、職業性疾病の予防、  
健康管理手帳・免許証の交付等

### 賃金課

☎06-6949-6502

最低賃金、家内労働、賃金統計

### 労災補償課

☎06-6949-6507

労災補償に関する指導・相談、  
審査請求の受理

※労災保険医療  
審査センター

☎06-7711-0740

※ 労災保険医療審査センター

所在地

大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10  
大阪中央労働総合庁舎

### 職業安定課

☎06-4790-6300

職業紹介、若年者雇用対策、  
雇用関係等統計・調査

### 職業対策課

☎06-4790-6310

高齢者・障害者・外国人労働者・  
港湾労働者等の雇用対策、公正採用選考啓発

### 雇用保険課

☎06-4790-6320

### 助成金センター

☎06-7669-8900

雇用保険給付・適用関係  
各種助成金関係

※助成金センターは第二庁舎9F

### 訓練課

☎06-7663-6241

求職者支援制度、公共職業訓練関係  
就職氷河期世代活躍支援対策

### 需給調整事業第1課

☎06-4790-6303

労働者派遣事業、職業紹介事業の  
申請届出の受理

### 需給調整事業第2課

☎06-4790-6319

労働者派遣事業所・職業紹介事業所  
等の指導監督

## 大阪労働局からのお知らせツール

大阪労働局  
ホームページ



大阪労働局  
各種助成金案内ページ



大阪労働局  
YouTube チャンネル



大阪労働局  
Instagram



大阪労働局  
労働基準部  
X (旧Twitter)



大阪労働局  
職業安定部  
X (旧Twitter)



大阪ハローワーク  
ホームページ



## 令和7年度大阪労働局の行政目標（数値目標） 【案】

### I 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

|   | 重点施策                  | 数値目標                                                  |
|---|-----------------------|-------------------------------------------------------|
| 1 | 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等 | ●審議後の最低賃金額（改正の有無にかかわらず）について、大阪府内の自治体広報誌への掲載率を100%とする。 |
| 2 | 非正規雇用労働者への支援          | ●キャリアアップ助成金を活用した正規雇用等転換数について、前年度実績以上【P】               |

### II 労働移動の円滑化及び多様な人材の活躍促進

|   |                            |                                                                                                                                         |
|---|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進 | ○ 就職件数（P）件以上<br>○ 充足率（P）%以上【P】                                                                                                          |
| 2 | 人材確保対策の総合的な推進              | ○人材不足分野の就職件数（P）件以上                                                                                                                      |
| 3 | 職業訓練を活用した人材育成支援            | ○ 公的職業訓練の修了後3か月後の就職率（P）%以上                                                                                                              |
| 4 | 若者の雇用対策の推進                 | ○ 就職支援ナビゲーターの担当者制による就職支援を受けた者の正社員就職率（P）%以上<br>○ フリーター等支援に係る就職支援ナビゲーターの担当者制による就職支援を受けた者の正社員就職率（P）%以上                                     |
| 5 | 中高年世代への活躍支援                | ○ミドルシニア専門窓口における支援対象者の正社員就職件数（P）件以上                                                                                                      |
| 6 | 高齢者の就労・社会参加の促進             | ○生涯現役窓口での65歳以上の就職率（P）%以上                                                                                                                |
| 7 | 障害者の就労促進                   | ○障害者の就職件数前年度実績以上【P】                                                                                                                     |
| 8 | 地方自治体と一体となった雇用対策の推進        | ●地方自治体との一体的実施施設（生保型除く）におけるハローワークコーナーの就職件数について、（P）件以上<br>○生活保護受給者等就労自立促進事業の就職率（P）%以上<br>●生活保護受給者、児童扶養手当受給者等の生活困窮者に対する就労支援について、就職件数（P）件以上 |
| 9 | 労働力需給調整事業の適正な運営の促進         | ● 労働者派遣事業や職業紹介事業を始めようとする事業者や許可を受けた事業者等に対して、適正な許可・届出について法制度の周知を図るため、説明会等を毎月4回以上開催する。                                                     |

### III 安全・安心・魅力ある職場づくりに向けた取組

|   |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備      | ●増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率を第13次労働災害防止推進計画期間と比較して減少させる。<br>●化学物質の性状に関連する強い死傷災害(有害物等との接触、火災によるもの)の件数を2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。<br>●死亡災害を2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。<br>●死傷災害を2022年と比較して、2027年までに減少させる。<br>●メンタルヘルス対策に取組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 |
| 2 | 女性活躍推進に向けた取組等                | ○ マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者について、就職率（P）%以上<br>○ マザーズハローワーク事業における担当者制による重点支援対象者数について、厚生労働省から示された目標値以上を目指す【P】<br>●えるぼし、プラチナえるぼし認定企業数を（P）件以上                                                                                                                      |
| 3 | 個別労働関係紛争解決の促進                | ●あっせん、調停の合意率を前年度実績以上【P】                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 4 | 雇用保険制度の安定的運営                 | ○ 雇用保険受給者の早期再就職割合（P）%以上                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 5 | 労働保険未手続事業一掃対策<br>労働保険料等の適正徴収 | ●労働保険の加入手続勧奨を効果的に実施し、手続指導による成立件数1,350件以上を目指す。<br>●実効ある滞納整理を実施し、全国平均以上を上回る収納率を目指す。                                                                                                                                                                                          |